

議案第 4 6 号

高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって高幡西部特別養護老人ホーム組合を解散することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 1 日提出

四万十町長 中尾 博憲

別紙

高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、令和２年３月
３１日をもって高幡西部特別養護老人ホーム組合を解散することについて協議する。

令和元年 月 日

中土佐町長 池田 洋光

四万十町長 中尾 博憲